

役員等報酬・費用弁償等規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富士福祉会の役員等（理事・監事・評議員・評議員選任・解任委員）の報酬及び旅費並びに嘱託医の報酬に関し必要な事項を定める。

2 前項における嘱託医の報酬については、別表のとおりとする。

(報酬の支給)

第2条 この法人は、役員等に職務執行の対価としては、報酬を支給する。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は、支給しない。

(報 酬)

第3条 報酬は、理事長の求めにより理事会、監事の業務監査、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した場合について1日につき2,000円（源泉所得税控除後）を支給する。

2 役員報酬は各年度の総額が100,000円を超えない範囲で支給することができる。

(旅 費)

第4条 役員が前条の業務以外の法人の業務のために出張したときは、職員の旅費規程を準用して旅費を支給する。

別表

職 名	報酬額（年額）
嘱託医（内科）	70,000 円
嘱託医（歯科）	55,000 円

附 則

- 1 この規程は、平成9年10月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成14年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成16年4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成20年4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、令和5年3月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、令和8年6月20日から改正施行する。